

令和4年度 第7回選別会議記録

| | |
|---|------------------------|
| 日時 | 令和5年3月8日(水) 9:30~11:00 |
| 出席者 | 資料課 小川、内藤、小泉、関根、吉村、澤内 |
| 議題 | 環境農政局 簿冊文書の選別案について |
| <p>1 開会</p> <p>2 主な検討等の内容</p> <p>※前回の会議での指摘箇所等は修正済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議で保留としたNo. 52~55の会計検査の文書について、原資料を確認した内容を説明。No. 52~54は会計検査院の実地検査において事業執行等に問題はなかった。No. 55は会計検査院の実地検査ではなく、過去の実地検査の状況に関する調査、農林水産省からの通知等の文書であった。 ⇒すべて廃棄に変更する。 ・前回の会議で提示できなかった水産課及び横浜川崎地区農政事務所の選別案を、担当者が説明。 <p><各職員からの質問、指摘事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 96, 97の処理済年度はそれぞれ「平成22年度」、「平成23年度」が正しい。 ⇒修正する。 ・No. 97は廃棄なので選別基準、細目基準の記載は不要。 ⇒削除する。 ・No. 100~103は許認可の台帳なので保存すべき。選別基準は2(オ)、細目基準は13(1)ウが適当である。 ⇒保存に変更する。 ・No. 106の細目基準は(2)オの方が適当でないか。 ⇒修正する。 ・No. 125のうち③も補助金の予算要望に関するだけの文書ならば軽易な文書ではないか。 ⇒原資料を確認した結果、補助金の交付決定や事業報告の文書ではなく、事業の要綱等も含まれていないため廃棄に変更する。 ・No. 126の選別基準は(2)イが正しい。細目基準は(1)3の方が適当である。 ⇒修正する。 ・集計表の資源循環推進課の10年文書の保存数は4ではなく3が正しい。同じく畜産課の10年文書の保存数は2ではなく1が正しい。 ⇒修正する。 | |

3 結果

- ・指摘箇所・検討個所の修正を行った上で、担当者原案を資料課の選別案とする。

4 その他

今回で令和 4 年度の選別会議はすべて終了したので、選別主任が各回の結果を集約・起案し、館長の決裁を受けます。

以上

令和4年度 環境農政局簿冊文書選別記録

室課別選別結果一覧表

担当:小泉

| 組織名 | | 引渡数 | | | 保存数 | | | 廃棄数 | 備考 |
|------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|-----|----|
| 部 | 課 | 30年 保存文書 | 10年 保存文書 | 小計 | 30年 保存文書 | 10年 保存文書 | 小計 | | |
| | 総務室 | 0 | 138 | 138 | 0 | 35 | 35 | 103 | |
| 環境部 | 環境計画課 | 12 | 1 | 13 | 12 | 1 | 13 | 0 | |
| | 大気水質課 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| | 資源循環推進課 | 6 | 15 | 21 | 6 | 4 | 10 | 11 | |
| 緑政部 | 自然環境保全課 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | 水源環境保全課 | 0 | 25 | 25 | 0 | 17 | 17 | 8 | |
| | 森林再生課 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 農水産部 | 農政課 | 0 | 15 | 15 | 0 | 1 | 1 | 14 | |
| | 農業振興課 | 0 | 5 | 5 | 0 | 4 | 4 | 1 | |
| | 農地課 | 28 | 0 | 28 | 26 | 0 | 26 | 2 | |
| | 畜産課 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | |
| | 水産課 | 7 | 23 | 30 | 2 | 18 | 20 | 10 | |
| | 横浜川崎地区農政事務所 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | |
| 合計 | | 53 | 233 | 286 | 46 | 84 | 130 | 156 | |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|----|-----|------|---|----|-----|------|------------|---|------------------------|-----------------|------|---------------------------------------|----------|------------|--|
| 1 | 環境農政局 | | 総務室 | - | 農業協同組合 検査復命書 [セレサ川崎 (18-1~3)・ さがみ(19-1 ~2)・相模原 市(6-1~ 2)・田奈(8- 1~2)・よこ すか葉山(15- 1~2)・湘南 (20-1~4)・ 県央愛川(10- 1、5)・かな がわ西湘(14- 1~2)・津久 井郡(15-1、 14~15)] | 22 | 175 | 10年 | 平成23年 度 | 農業協同組合法第94条第4項の規定 に基づく、組合の組織制度、財務 管理、信用事業、共済事業などに ついての検査資料。検査復命書、 組合への検査結果通知、および指 摘事項に対する回答書等が添付さ れている。 | 環境農 政局企 画調整 部 | 協同組 合検査 課 | 保存 | 検査対象組合の経営状況が わかる貴重な資料のため保 存とする。 | (1) ウ | 14(2) ア | 昭和36~ 47、54、 55、58~ 63、平成2 ~22年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|-------|---------|---|-----|-----|------|------------|---|------------------------|-----------------|------|--|----------|------------|---|
| 2 | 環境農政局 | - | 総務室 | - | 農業協同組合 検査復命書 [セレサ川崎 (18-4~ 18)・さがみ (19-3~ 19)・相模原 市(6-3~ 6)・田奈(8- 3~8)・よこ すか葉山(15- 3~15)・湘南 (20-5~ 20)・[県央愛 川(10-2~4、 6~10)・かな がわ西湘(14- 3~14)・ 津久井郡(15- 2~13)] | 103 | 856 | 10年 | 平成23年 度 | 融資先の経営状況などを調査した 自己査定関係書類、および協同組 合の債務者情報、各種稟議などの 徴求書類 | 環境農 政局企 画調整 部 | 協同組 合検査 課 | 廃棄 | 検査の指摘事項に関係する 徴求書類の重要な部分は、 1に写しがつづられている ため、廃棄とする。 | - | - | 昭和36~ 47、54、 55、58~ 63、平成2 ~12、15、 18年度 |
| 3 | 環境農政局 | - | 総務室 | - | 漁業協同組合 検査復命書 [横須賀市大 楠・みうら・ 江の島片瀬・ 上宮田・岩・ 初声・大磯 町・二宮町・ 小田原市・相 模川第二・早 川河川・三崎 鯖釣・三崎水 産加工] | 13 | 77 | 10年 | 平成23年 度 | 水産業協同組合法第123条の規定に 基づく、組合の組織制度、財産状 況、損益状況、信用事業等につい ての検査の資料。検査復命書、組 合に対する検査結果の通知及び指 摘事項に対する回答書等が添付さ れている。 | 環境農 政局企 画調整 部 | 協同組 合検査 課 | 保存 | 検査対象組合の経営状況が わかる貴重な資料のため保 存とする。 | (1) ウ | 14(2) ア | 昭和33~ 39、41~ 43、46~ 48、55、 56、平成元 年~4、7~ 22年度 |
| 4 | 環境農政局 | 環境部 | 環境計画課 | 141~142 | 27 女子美術大 学相模原キャン パス計画 その 1~2 | 2 | 14 | 30年 | 平成3年度 | 神奈川県環境影響評価条例に基づ く、女子美術大学相模原キャンパ ス計画に係る一連の書類。予測評価 書、周知計画書、公聴会、審査書、 着手届、完了届等が綴られている。 | 環境部 | 環境政 策課 | 保存 | 自然環境の顕著な変化をも たらすおそれのある施設等 の設置に関する文書であるこ とから保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和60~平 成2年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|-------|---------|-------------------------------|----|----|------|--------|---|------------|-------|------|--|------|--------|---------------------|
| 5 | 環境農政局 | 環境部 | 環境計画課 | 143～145 | 13 横須賀都市計画道路1・6・1号本町山中線 その1～3 | 3 | 16 | 30年 | 平成3年度 | 神奈川県環境影響評価条例に基づく、横須賀都市計画道路1・6・1号本町山中線の開発計画に係る一連の書類。予測評価書、周知計画書、説明会、市町村長意見、審査書、完了届等が綴られている。 | 環境部 | 環境政策課 | 保存 | 自然環境の顕著な変化をもたらすおそれのある施設等の設置に関する文書であることから保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和60～平成2年度 |
| 6 | 環境農政局 | 環境部 | 環境計画課 | 146～149 | 昭和電工総合研究所建設計画の中止を求める要望書 | 4 | 28 | 30年 | 平成3年度 | 大磯町国府地区における昭和電工総合研究所建設計画の中止を求める同町民による知事あての要望書。要望の趣旨、呼びかけ人及び署名者(12,438名)の住所・氏名が列記された同一様式の多数枚の綴り。 | 環境部 | 環境政策課 | 保存 | 自然環境の顕著な変化をもたらすおそれのある施設等の設置に関する文書であることから保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | なし |
| 7 | 環境農政局 | 環境部 | 環境計画課 | 150～152 | 38 相模取水施設建設事業 その1～3 | 3 | 19 | 30年 | 平成3年度 | 海老名市社家と厚木市岡田の間の相模川に計画された「相模取水施設建設事業」に係る県民からの意見書及びその集計、並びに再意見書の綴り。一名ごとの記載内容は異なる。 | 環境部 | 環境政策課 | 保存 | 自然環境の顕著な変化をもたらすおそれのある施設等の設置に関する文書であることから保存とする。 | (1)カ | 19(1) | なし |
| 8 | 環境農政局 | 環境部 | 環境計画課 | 02 | 環境基本計画進捗状況点検(H22) | 1 | 5 | 10年 | 平成23年度 | 神奈川県環境基本計画の平成22年度進捗状況点検に関する文書で、関係各課への確認依頼、「進捗状況報告書」・「平成22年度の進捗状況に関する点検結果について」・「平成22年度の進捗状況に関する『環境審議会による点検結果』に対する県の対応状況」の作成等が綴られている。 | 環境農政局企画調整部 | 環境計画課 | 保存 | 県が策定した計画の実施状況の年次点検に関する文書であるが、当館では環境基本計画の進捗状況や点検結果に関する各種報告書は所蔵していなかったため、前年に引き続き保存とする。 | (2)オ | 22(6) | 平成13～17、平成22年度 |
| 9 | 環境農政局 | 環境部 | 大気水質課 | 2301 | 公害認定患者空気清浄機購入補助金 | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 公害健康被害補償法等により、横浜市・川崎市から公害病と認定を受けた者が、健康回復をはかるために購入した空気清浄機の費用に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び額の確定伺い等が綴られている | 環境農政局環境部 | 大気水質課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、具体的な成果が掲載されていない軽易な内容であると判断し、廃棄とする。(前年度分は要綱が含まれていたため保存としていた。) | - | - | 平成5～7(フォルダー文書)、22年度 |
| 10 | 環境農政局 | 環境部 | 大気水質課 | 2202 | 市町村地盤沈下調査補助金 | 1 | 3 | 10年 | 平成23年度 | 平塚市ほか6市町が実施する地盤沈下調査(水準測量)の費用に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び額の確定伺い等が綴られている | 環境農政局環境部 | 大気水質課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、具体的な成果が掲載されていない軽易な内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|---------|-----------|---|----|----|------|--------|--|----------|-------|------|---|------|-------|-----------------------------|
| 11 | 環境農政局 | 環境部 | 大気水質課 | 2303、2304 | ディーゼル代替低公害導入促進事業補助金 | 2 | 10 | 10年 | 平成23年度 | ディーゼル自動車の置き換えとして、低公害車(天然ガス自動車等)を購入した費用に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び額の確定伺い等が綴られている | 環境農政局環境部 | 大気水質課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする(平成14年度は事業開始年であることから保存となっている)。 | - | - | 平成14年度(フォルダー文書) |
| 12 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 41 | 産業廃棄物処理業許可(産業廃棄物処理業許可について)((株)山久) | 1 | 10 | 30年 | 昭和56年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業新規許可及び変更許可に係る文書。申請書、進達、審査状況、許可(案)等が綴られている。 | 環境部 | 環境整備課 | 保存 | 最終処分場(埋立処分地)の設置に係る産業廃棄物処理業の新規及び変更許可に関する文書であり、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある施設に係るものであることから保存とする。 | (1)カ | 13(4) | 昭和49、50、53～57、59、平成元～3、10年度 |
| 13 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 49 | 産業廃棄物処理業許可(産業廃棄物処理施設設置届について)(株)山久) | 1 | 8 | 30年 | 昭和56年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理施設設置変更届に係る文書。届出書、進達、審査状況、確認の通知等が綴られている。 | 環境部 | 環境整備課 | 保存 | 産業廃棄物の最終処分場(埋立処分地)の増設に関する処理施設の変更届出書であり、上記項番12と同一の事業所のことであるが、法的に異なる手続きであり、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある施設に係るものであることから保存とする。 | (1)カ | 13(4) | 昭和49、50、53～57、59、平成元～3、10年度 |
| 14 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 200 | [産業廃棄物]「処理業許可申請書(株)二ノ倉石産/江ノ浦石産(株) | 1 | 6 | 30年 | 昭和61年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業新規許可に係る書類。申請書、進達、審査状況、許可(案)等が綴られている。 | 環境部 | 環境整備課 | 保存 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する書類であるが、中間処理施設及び保管施設を新設するものであり、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある施設の開設に係るものであることから保存とする。 | (1)カ | 13(4) | 昭和49、50、53～57、59、平成元～3、10年度 |
| 15 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 201 | [産業廃棄物]処理業許可[申請書](世紀東急工業(株)/久野砕石工業(株)/和幸産業(株) | 1 | 6 | 30年 | 昭和61年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業新規許可に係る書類。申請書、進達、審査状況、許可(案)等が綴られている。 | 環境部 | 環境整備課 | 保存 | 産業廃棄物処理業の許可申請に関する書類であるが、中間処理施設及び保管施設を新設するものであり、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある施設の開設に係るものであることから保存とする。 | (1)カ | 13(4) | 昭和49、50、53～57、59、平成元～3、10年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|---------|------|---|----|----|------|--------|---|----------|--------|------|---|------|-------|-------------------------------|
| 16 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 202 | [産業廃棄物]処理業許可[申請書](相模開発(株)/大森産業(株)/(株)永沢興業/関野工業(株)) | 1 | 8 | 30年 | 昭和61年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業変更許可に係る書類。申請書、進達、審査状況、許可(案)等が綴られている。 | 環境部 | 環境整備課 | 保存 | 産業廃棄物処理業の変更許可に関する書類であるが、中間処理施設の新設、保管施設の新設又は追加を行うものであり、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある施設の開設に係るものであることから保存とする。 | (1)カ | 13(4) | 昭和59、62、平成元、2年度 |
| 17 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 203 | [産業廃棄物]処理業許可[申請書](宝栄産業(株)/中泉商事(有)/昭栄工業(株)/(株)永沢興業/日東化学産業(株)/(株)セイワ) | 1 | 8 | 30年 | 昭和61年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理業変更許可に係る書類。申請書、進達、審査状況、許可(案)等が綴られている。 | 環境部 | 環境整備課 | 保存 | 産業廃棄物処理業の変更許可に関する書類であるが、中間処理施設の新設、保管施設の新設又は追加、取扱い品目の追加等を行うものであり、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある施設の開設に係るものであることから保存とする。 | (1)カ | 13(4) | 昭和59、62、平成元、2年度 |
| 18 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 340 | 美化運動推進功労者表彰・環境整備功労者表彰 | 1 | 10 | 10年 | 平成23年度 | 神奈川県美化運動推進功労者表彰及び神奈川県環境整備功労者表彰に係る書類。功績調査、推薦書、審査会資料、受賞決定通知、表彰式資料等が綴られている。 | 環境農政局環境部 | 資源循環課 | 保存 | 美化運動の推進及び廃棄物の処理等に多大な貢献があった者に対する知事表彰であることから保存とする。 | (1)ウ | 16(3) | 昭和54、55、58～62、平成15～17、19～22年度 |
| 19 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | - | 捜査照会 | 5 | 42 | 10年 | 平成23年度 | 警察からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の種類、産業廃棄物運搬・処分業の許可の有無及び行政処分歴の有無等に関する照会及び回答の綴り。 | 環境農政局環境部 | 廃棄物指導課 | 廃棄 | 廃棄物の種類や産業廃棄物処分・運搬業の許可の有無等に関する内容の照会及び回答に係る文書であり、軽易なものと判断し廃棄とする。 | - | - | 昭和53、60～平成2、4、5、7～9年度 |
| 20 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 0001 | 表彰(環境保全功労者) | 1 | 1 | 10年 | 平成23年度 | 神奈川県環境保全功労者環境農政局長表彰に係る書類。企画調整部企画調整課からの推薦依頼、功績調査(廃棄物指導課分)、事前審査に対する回答、表彰式の資料等が綴られている。 | 環境農政局環境部 | 廃棄物指導課 | 廃棄 | 県民生活に顕著な功績をもたらした県による表彰に関する文書であるが、廃棄物指導課が推薦した被表彰者に関する文書しか添付されておらず、表彰全体に関する文書ではないため廃棄とする。 | - | - | 平成19年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|------|-------|-----|---------|--------|------------------------|----|----|------|--------|---|----------|--------|------|---|------|-------|---------|
| 21 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 0002 | 処理業者行政処分 | 1 | 1 | 10年 | 平成23年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により行政処分(本県の許可取消)を受けた事業者一覧の県ホームページからの削除に係る文書 | 環境農政局環境部 | 廃棄物指導課 | 廃棄 | 許可取消処分から5年経過した者を一覧から削除する軽微な文書であるため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 22 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 23-1-1 | 産業廃棄物処理業者行政処分 | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の事業者に対する行政処分(許可取消)に係る各県政総合センターからの協議書及び回答、県公報への公告、環境省への報告等に関する文書 | 環境農政局環境部 | 廃棄物指導課 | 廃棄 | 県が法律に基づき行なった行政処分に関する文書であるが、処分自体は各県政総合センターが行い、廃棄物指導課は処分の公表を行っているだけであり、軽易なものとは判断し廃棄とする。 | - | - | 平成4、5年度 |
| 23 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 23-1-1 | 中小企業産業廃棄物処理施設整備資金利子補給金 | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 産業廃棄物処理施設の整備資金の融資を受けた中小事業者に対する利子補給金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び支出伺い等が綴られている。 | 環境農政局環境部 | 廃棄物指導課 | 保存 | 例年交付の利子補給金に係る文書であって軽易な事業内容であるが、独自の要綱及び事業のしおり等が含まれており過去に保存がないため当年に限って保存とする。 | - | - | なし |
| 24 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 342 | その他表彰 | 1 | 5 | 10年 | 平成23年度 | 環境省が実施する地域環境美化功績者表彰、循環型社会形成推進功労者表彰等に係る書類。推薦依頼、功績調書、推薦書、受賞決定通知等が綴られている。 | 環境農政局環境部 | 資源循環課 | 保存 | 地域環境の美化に多大な貢献があった者や循環型社会の形成について顕著な成果を上げている者等に対する大臣表彰であることから保存とする。 | (1)ウ | 16(2) | 平成22年度 |
| 25 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 箱8 | 循環型社会形成推進地域計画 | 1 | 1 | 10年 | 平成17年度 | 環境省が実施する交付金事業への市町村・一部事務組合の策定する計画書を県が取りまとめ、内容確認したうえで進達したもの。 | 環境農政局環境部 | 廃棄物対策課 | 廃棄 | 本県は仲介行為をしたのみで計画策定の主体は市町村等にあるため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 25-2 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 箱8 | 循環型社会形成推進地域計画 | 1 | 1 | 10年 | 平成19年度 | 環境省が実施する交付金事業への市町村・一部事務組合の策定する計画書を県が取りまとめ、内容確認したうえで進達したもの。 | 環境農政局環境部 | 廃棄物対策課 | 廃棄 | 本県は仲介行為をしたのみで計画策定の主体は市町村等にあるため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 25-3 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 箱8 | 循環型社会形成推進地域計画 | 1 | 2 | 10年 | 平成22年度 | 環境省が実施する交付金事業への市町村・一部事務組合の策定する計画書を県が取りまとめ、内容確認したうえで進達したもの。 | 環境農政局環境部 | 資源循環課 | 廃棄 | 本県は仲介行為をしたのみで計画策定の主体は市町村等にあるため廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|------|-------|-----|---------|------|------------------------|----|----|------|--------|---|-----------|------------|------|--|------|------|------------|
| 25-4 | 環境農政局 | 環境部 | 資源循環推進課 | 箱8 | 循環型社会形成推進地域計画 | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 環境省が実施する交付金事業への市町村・一部事務組合の策定する計画書を県が取りまとめ、内容確認したうえで進達したもの。 | 環境農政局環境部 | 資源循環課 | 廃棄 | 本県は仲介行為をしたのみで計画策定の主体は市町村等にあるため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 50 | 環境農政局 | 緑政部 | 自然環境保全課 | - | 国立公園行為認可 | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 自然公園法に基づく、丹沢大山国立公園内における許可申請書の綴り。工作物(種子・虫トラップ、調査杭・ナンバーテープ、鹿柵、撮影カメラ等)の新築、植物の損傷(採取)が主な内容である。 | 環境農政局水・緑部 | 自然環境保全課 | 廃棄 | 丹沢大山国立公園地域は、本県の環境保全にとって重要な地域であるが、自然環境の顕著な変化をもたらすおそれのある土地の形状の変更とまでは言えないと判断し廃棄とする。 | - | - | 平成5、7～22年度 |
| 32 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 1 | 合併処理浄化槽整備費補助金 | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 横須賀市ほか14市町が実施する合併浄化槽の設置費用に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び額の確定伺い等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 27 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 1 | 林産物売払い | 1 | 3 | 10年 | 平成23年度 | 水源林等の林産物の売払いに係る地域県政総合センターの評価査定書及び協議書、自然環境保全センターの回答書及び売払い決定通知等が綴られている。 | 環境農政局 | 自然環境保全センター | 廃棄 | 定例事務的な文書であり、軽微な内容であるため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 28 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 1 | 循環型交付金 | 1 | 12 | 10年 | 平成23年度 | 市町村が実施する浄化槽の設置費用に対する国庫負担の交付金に係る文書で、交付申請書、交付決定伺い及び額確定通知書等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 廃棄 | 例年交付の交付金に係る文書であるが、軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 43 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 10 | 滝沢・高松作業道整備工事(第1工区)実施計画 | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 山北町向原地内における地域水源林整備のための平成23年度作業道整備計画(町事業)に関する文書。設計書・図面等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 廃棄 | 小規模な工事に係る書類であるため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 29 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 10 | 滝沢・高松作業道整備工事(第2工区)実施計画 | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 山北町向原地内における地域水源林整備のための平成23年度作業道整備計画(町事業)に関する文書。設計書・図面、及び山北町への助言を記した報告書等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 廃棄 | 小規模な工事に係る書類であるため廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|---------|------|-----------------------------------|----|----|------|--------|--|-----------|------------|------|--|------|-------|-----------|
| 31 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 12 | 県民参加森林づくり活動支援事業補助金 | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 財団法人かながわトラストみどり財団が実施する、森林づくりのためのボランティア活動や普及啓発活動等の費用に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び額の確定伺い等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 自然環境保全センター | 廃棄 | 軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | 平成20年度 |
| 30 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 11 | 地域資〔水〕源林整備箇所図面(H19～23) | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 小田原市ほか14市町村が実施する、水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の整備箇所位置図 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 26 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 1 | 水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林)実績報告書(小田原市) | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 小田原市が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたためであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 33 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 2 | 地域水源林整備実績報告(相模原市) | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 相模原市が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたためであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 36 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 3 | 地域水源林整備 実績報告書(秦野市) | 1 | 3 | 10年 | 平成23年度 | 秦野市が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたためであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|---------|------|---------------------------------|----|----|------|--------|--|-----------|---------|------|--|------|-------|-----------|
| 37 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 4 | 地域水源林整備 実績報告書 (厚木市) | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 厚木市が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 38 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備 実績報告書 (伊勢原市) | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 伊勢原市が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 39 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備 実績報告書 (南足柄市) | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 南足柄市が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 40 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備 実績報告書 (山北町) | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 山北町が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 41 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備 実績報告書 (中井町、松田町、真鶴町、愛川町) | 1 | 5 | 10年 | 平成23年度 | 中井町外3町が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 42 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備 実績報告書 (箱根町) | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 箱根町が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|---------|-----------|-------------------------|----|----|------|--------|--|-----------|---------|------|---|------|--------|-------------------------|
| 44 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備実績報告書(湯河原町) | 1 | 3 | 10年 | 平成23年度 | 湯河原町が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 45 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 5 | 地域水源林整備実績報告書(清川村) | 1 | 6 | 10年 | 平成23年度 | 清川村が提出した水源環境保全・再生市町村交付金(地域水源林整備)の実績報告書、交付金確定通知書等の綴り | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 水源環境の保全を目的とし、水源涵養機能等公益的機能の高い水源林として整備する事業に対する県単独の補助金で話題性に富んでいたものであるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成19～22年度 |
| 35 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 2646 | 林地開発許可申請書 | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 森林法に基づく、林地開発許可(平成12年度)に係る林地開発行為調整申出書及び着手届・完了届、並びに確認済み通知書等の綴り。小田原市における都市公園(小田原こどもの森公園わんぱくランド)の造成が許可内容である。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 西湖地域県政総合センターから提出された関係書類の綴りではあるが、本県にとって貴重な林地における環境保護行政の実状を伝える重要な資料の完結部分であるため保存とする。 | (1)カ | 13(2)ク | 昭和52～平成14、17、18、20～22年度 |
| 34 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 2642～2645 | 林地開発許可申請書 | 4 | 29 | 10年 | 平成23年度 | 森林法に基づく、林地開発許可申請書・変更申請書及び図面・計算書、並びに許可証等の綴り。川崎市麻生区黒川地内における農場の整備が許可内容である。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 保存 | 学校法人明治大学から提出された届出の綴りであるが、本県にとって貴重な林地における環境保護行政の実状を伝える重要な資料であるため保存とする。 | (1)カ | 13(2)ク | 昭和52～平成14、17、18、20～22年度 |
| 46 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 3 | 水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書 | 1 | 7 | 10年 | 平成23年度 | 森林保全・再生事業に関する資機材の購入、普及・教育事業及び調査研究事業の費用に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び概算払いの伺い等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 47 | 環境農政局 | 緑政部 | 水源環境保全課 | 4 | 水源環境保全・再生市民事業支援補助金実績報告書 | 1 | 8 | 10年 | 平成23年度 | 森林保全・再生事業に関する資機材の購入、普及・教育事業及び調査研究事業の費用に対する補助金に係る文書で、実績報告書及び額の確定伺いが綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水源環境保全課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-------|----------|---------------------|----|----|------|--------|---|-----------|-------|------|---|------|-------|-----------------------|
| 48 | 環境農政局 | 緑政部 | 森林再生課 | 23-1 | 森林再生課執行県単補助金執行書類 | 1 | 9 | 10年 | 平成23年度 | 林業関係団体が行う情報発信活動や普及啓発活動、木材生産協定の締結、間伐材搬出の指導等に関する経費に対する補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定及び額の確定伺い等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 森林再生課 | 廃棄 | 例年交付の補助金に係る文書であるが、軽易な事業内容であると判断し、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 49 | 環境農政局 | 緑政部 | 森林再生課 | - | 林業・木材産業改善資金貸付対象事業 | 1 | 4 | 10年 | 平成23年度 | 林業・木材産業改善資金の貸付資格認定に係る文書であり、他に、認定の適否の判断を行う運営会議の議事録や事業者から提出された完了報告書等も綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 森林再生課 | 廃棄 | 林業用機械の購入費用に対する資金の貸付に係る文書であるが、顕著な効果や話題性に富むとまでは言えない案件であるので廃棄とする。 | - | - | 昭和62～平成5、8、11、15、20年度 |
| 51 | 環境農政局 | 農水産部 | 農政課 | - | 農業共済単位当たり収穫量等 | 1 | 4 | 10年 | 平成23年度 | 農作物共済引受要綱に基づき、麦、水稻・陸稲、うんしゅうみかん等の組合別単位当たりの収穫量を、国が通知した収穫量に則り、県が決定すると共に、組合に対して通知する文書が綴られている。 | 環境農政局農政部 | 農政課 | 保存 | 農業共済単位当たり収穫量に係る文書であり、生産調整という日本農業政策の具体的な手法の一端を示す基本的な資料で重要であることから保存とする。 | (1)エ | 13(5) | 昭和63～平成5、7～22年度 |
| 52 | 環境農政局 | 農水産部 | 農政課 | H16-1 | 会計検査(農業共済事業) | 1 | 5 | 10年 | 平成16年度 | 会計検査院による農業共済を対象とした実地検査に係る文書。 ※検査の結果、事業執行等に問題はなかった。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 国庫補助等に係る会計検査の文書は、事業執行等に問題があるものだけを収集するため、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 53 | 環境農政局 | 農水産部 | 農政課 | H10-1, 2 | 会計検査(農業共済事業)その1、その2 | 2 | 6 | 10年 | 平成11年度 | 会計検査院による農業共済を対象とした実地検査に係る本県側が調製した文書。 ※検査の結果、事業執行等に問題はなかった。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 国庫補助等に係る会計検査の文書は、事業執行等に問題があるものだけを収集するため、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 54 | 環境農政局 | 農水産部 | 農政課 | H14-1 | 会計検査(農業共済事業) | 1 | 6 | 10年 | 平成14年度 | 会計検査院による農業共済を対象とした実地検査に係る本県側が調製した文書。 ※検査の結果、事業執行等に問題はなかった。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 国庫補助等に係る会計検査の文書は、事業執行等に問題があるものだけを収集するため、廃棄とする。 | - | - | なし |
| 55 | 環境農政局 | 農水産部 | 農政課 | H19-1 | 会計検査(農業共済事業) | 1 | 6 | 10年 | 平成19年度 | 会計検査院による調査(農業共済の収支状況に係る調査、過去の実地検査の状況に係る調査)及び農林水産省からの各都道府県あての指導通知(農業共済事業の特別積立金の取り崩しに係る指導の徹底)等の文書 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 軽易な内容の文書であることから廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|-----|-----|-------|--------------------------------|----|----|------|--------|---|-------|-------|------|---|------|------|------------------|
| 56 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H11-1 | 農作物共済料率改定(平成12～14年産稲、13～15年産麦) | 1 | 2 | 10年 | 平成11年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく農作物共済掛金率を平成12～14年産稲及び13～15年産麦について改定する文書 | 環境農政局 | 農政課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | 昭和28年度(マイクロフィルム) |
| 57 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H15-1 | 農作物共済料率改定(平成12～14年産稲、13～15年産麦) | 1 | 2 | 10年 | 平成15年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく農作物共済掛金率を平成16、17年産稲及び17、18年産麦について改定する文書 | 環境農政局 | 農政課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | 昭和28年度(マイクロフィルム) |
| 58 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H9-1 | 茶共済料率改定(平成10年産) | 1 | 2 | 10年 | 平成9年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく茶共済掛金率を平成10年産からのものについて改定する文書 | 農政部 | 農業経済課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 59 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H10-3 | 蚕繭共済料率改定(平成11年産) | 1 | 2 | 10年 | 平成7年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく蚕繭共済掛金率を平成8～10年産について改定する文書 | 農政部 | 農業経済課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 60 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H7-1 | 蚕繭共済料率改定(平成11年産) | 1 | 2 | 10年 | 平成10年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく蚕繭共済掛金率を平成11～13年産のものについて改定する文書 | 農政部 | 農業経済課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 61 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H12-1 | 畑作物(茶・蚕繭)共済料率改定(平成13～15年産) | 1 | 2 | 10年 | 平成12年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく畑作物共済掛金率を平成13～15年産のものについて改定する文書 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 62 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H12-2 | 畑作物(茶・蚕繭)共済料率改定(平成16年改定分) | 1 | 1 | 10年 | 平成16年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく畑作物共済掛金率の平成16年改定に関する文書 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-------|-------|---------------------------------|----|----|------|--------|--|----------|-------|------|---|------|-------|-------------------------|
| 63 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H15-2 | 畑作物(茶・蚕繭)共済料率改定(平成16年産まで) | 1 | 1 | 10年 | 平成15年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく畑作物共済掛金率を平成16年産までのものについて改定する書 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書であるとは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 64 | 環境農政局 | 緑政部 | 農政課 | H12-2 | 家畜共済掛金標準率等 | 1 | 2 | 10年 | 平成12年度 | 農業災害補償法(現・農業保険法)に基づく家畜共済掛金率の改定についての文書 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 当時の農業政策の一端が分かる文書ではあるが、歴史的に重要な内容を持つ文書とまでは言えないため廃棄とする。 | - | - | なし |
| 65 | 環境農政局 | 農水産部 | 農業振興課 | 35 | 特定農産加工資金 | 1 | 4 | 10年 | 平成13年度 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法にもとづく貸付金に関する文書。事業提携計画承認申請書、経営改善計画書、承認通知書などが綴られている。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 保存 | 農産物加工品輸入自由化の影響に対処するための貸付制度に関する文書であり、国際情勢が県内農業に直接影響を与えたことから農政の実状を伝える重要な資料であるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成8～12、14、16、17、19、20年度 |
| 66 | 環境農政局 | 農水産部 | 農業振興課 | 66 | 特定農産加工資金 | 1 | 4 | 10年 | 平成18年度 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法にもとづく貸付金に関する文書。事業提携計画承認申請書、経営改善計画書、承認通知書などが綴られている。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 保存 | 農産物加工品輸入自由化の影響に対処するための貸付制度に関する文書であり、国際情勢が県内農業に直接影響を与えたことから農政の実状を伝える重要な資料であるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成8～12、14、16、17、19、20年度 |
| 67 | 環境農政局 | 緑政部 | 農業振興課 | 2 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法にもとづく経営改善計画について | 1 | 2 | 10年 | 平成23年度 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法にもとづく貸付金に関する文書。事業提携計画承認申請書、経営改善計画書、承認通知書などが綴られている。 | 環境農政局農政部 | 農業振興課 | 保存 | 農産物加工品輸入自由化の影響に対処するための貸付制度に関する文書であり、国際情勢が県内農業に直接影響を与えたことから農政の実状を伝える重要な資料であるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 平成8～12、14、16、17、19、20年度 |
| 68 | 環境農政局 | 緑政部 | 農業振興課 | 64 | 農業改良資金貸付決定 | 1 | 8 | 10年 | 平成18年度 | 農業改良資金助成(現・農業改良金融通法)に基づく助成金に関する文書。貸付申請書、貸付決定通知書などが綴られている。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 廃棄 | 例年行われている助成金に関する書類であり軽微な内容と判断し廃棄とする。 | - | - | 平成2～7、10、11、14、16、19年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-------|---------|----------------------------|----|----|------|--------|--|-------|-------|------|--|------|--------|--|
| 69 | 環境農政局 | 緑政部 | 農業振興課 | 67 | 就農支援資金貸付決定 | 1 | 8 | 10年 | 平成18年度 | 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成26年廃止)に基づく文書。貸付申請書、審査会書類、貸付決定通知などが綴られている。 | 環境農政局 | 農業振興課 | 保存 | 農業振興のための一策としての貸付金制度であるが、過去に保存がないため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | なし |
| 70 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 933 | 防衛施設周辺整備事業実績報告書 | 1 | 4 | 30年 | 平成3年度 | 厚木航空基地及び上瀬谷通信施設周辺の排水路整備の費用に対する国庫負担の補助金に係る文書で、交付申請書、交付決定通知書及び実績報告書等が綴られている。 | 農政部 | 農地整備課 | 保存 | 国庫補助を受けた洪水対策を目的とした河川の改修工事に係る文書であり、県施工の事業であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)ア | 昭和53、54、57～59、平成2年度 |
| 71 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 936 | 農地防災事業国庫補助金実績報告書及び補助金額の確定 | 1 | 3 | 30年 | 平成3年度 | 農地防災事業(伊勢原市下糟屋地区ほか2)、農地保全整備事業(山北山地区ほか1地区)、ため池整備事業(寒川地区ほか10地区)及び湛水防除事業(成田地区ほか2地区)に対する国庫負担の補助金に係る文書で、実績報告書及び額の確定通知書等が綴られている。 | 農政部 | 農地整備課 | 保存 | 国庫補助を受けた農地保全整備事業等の精算に係る文書であるが、県施工の地区が含まれていることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)ア | 昭和41、42、44、52～54、平成元、2年度 |
| 72 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 937 | 災害復旧事業国庫補助金成績書及び補助金額の確定 | 1 | 7 | 30年 | 平成3年度 | 災害復旧事業(城山町葉山島地区ほか)での農業用施設に対する国庫負担の補助金に係る文書で、実績報告書及び額の確定通知書等が綴られている。 | 農政部 | 農地整備課 | 廃棄 | 国庫補助を受けた災害復旧事業の精算に係る文書であり、工種・事業量・工事費が記載されているが、市町が実施した事業であることから廃棄とする。 | - | - | 昭和45、51、52年度 |
| 73 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 675、677 | 登記嘱託 | 2 | 10 | 30年 | 平成3年度 | 農林水産省所管国有財産の抵当権設定の抹消、表題部更正、仮登記抹消、開拓財産抹消、所有権移転の登記嘱託書及び嘱託登記の完了報告等に係る文書 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 国有財産の管理に関する文書であるが、農林水産省所管国有財産部局長(神奈川県知事)所管の財産であるため保存とする。 | (2)オ | 12(2) | 昭和24～30、33～37、39、52、53、56、58、60、62～平成元、2年度 |
| 74 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 684 | 土地改良事業計画変更認可横浜市緑区都田第一土地改良区 | 1 | 12 | 30年 | 平成3年度 | 横浜市緑区池辺町地区での土地改良事業の変更認可に係る文書であり、変更認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|---------|----------------------------------|----|----|------|-------|--|------|-------|------|--|------|--------|--------------|
| 75 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 685、686 | 土地改良事業計画変更認可三浦市南下浦町松輪土地改良区 | 2 | 12 | 30年 | 平成3年度 | 三浦市南下浦町松輪地区の土地改良事業の変更認可に係る文書であり、変更認可申請書、計画書、図面、及び認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 76 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 688 | 土地改良事業計画変更認可神奈川県相模川西部土地改良区(温水地区) | 1 | 12 | 30年 | 平成3年度 | 厚木市温水地区での土地改良事業の変更認可に係る文書であり、変更認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 77 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 691 | 土地改良事業計画認可平塚市土屋頭無土地改良区 | 1 | 10 | 30年 | 平成3年度 | 平塚市土屋地区での土地改良事業の変更認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 78 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 692 | 土地改良事業計画認可横浜市栄区長尾台土地改良区 | 1 | 10 | 30年 | 平成3年度 | 横浜市栄区長尾台町・田谷町地区での土地改良事業の変更認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 79 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 687 | 土地改良区設立認可 藤沢市打戻二ノ町土地改良区 | 1 | 12 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市打戻地区での土地改良事業変更の認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 80 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 689 | 新規土地改良区設立認可 藤沢市瀬郷土地改良区(農道整備事業) | 1 | 15 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市瀬郷地区での土地改良事業の認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 81 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 690 | 土地改良区設立認可 三浦市三戸中尾共同施行 | 1 | 15 | 30年 | 平成3年度 | 三浦市初声町三戸地区での土地改良事業の認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|------|---------------------------|----|----|------|-------|--|------|-------|------|--|------|--------|--------------|
| 82 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 693 | 土地改良事業施行認可 三浦市農協(神田地区) | 1 | 6 | 30年 | 平成3年度 | 三浦市初声町三戸中尾外地区の団体営土地改良事業の施行認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 83 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 694 | 土地改良区設立認可 三浦市三戸中尾共同施行 | 1 | 5 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市打戻地区での土地改良事業の認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び県の認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 84 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 794 | 土地改良区設立認可(相模原市田名西部) | 1 | 18 | 30年 | 平成3年度 | 相模原市田名地区での土地改良事業の認可に係る文書であり、認可申請書、計画書、図面、及び認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 85 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 703 | 県営施行申請 (環貫地区) | 1 | 5 | 30年 | 平成3年度 | 相模川左岸土地改良区(海老名市大谷地区外)から申請された県営土地改良事業施行申請に対する適否決定に係る文書であり、土地改良事業計画書、県の調査報告書・決定通知書、図面等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 86 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 704 | 県営施行申請 (早野地区) | 1 | 5 | 30年 | 平成3年度 | 川崎市麻生区早野地区住民17人から申請された県営土地改良事業施行申請に対する適否決定に係る文書であり、土地改良事業計画書、県の調査報告書・決定通知書、図面等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 87 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 705 | 県営施行申請 (西俣野地区) | 1 | 7 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市西俣野地区住民15名から申請された県営土地改良事業施行申請に対する適否決定に係る文書であり、土地改良事業計画書、図面、及び県の調査報告書、決定通知書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 88 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 706 | 換地計画認可 横浜市栄区長尾台土地改良区 | 1 | 4 | 30年 | 平成3年度 | 横浜市栄区長尾台土地改良区施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|------|----------------------------------|----|----|------|-------|---|------|-------|------|--|------|--------|--------------|
| 89 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 707 | 換地計画認可2 三浦市三戸中尾土地改良区 共同施行 | 1 | 2 | 30年 | 平成3年度 | 三浦市三戸中尾土地改良事業共同施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 90 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 708 | 換地計画認可3 藤沢市瀬郷土地改良区 | 1 | 5 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市瀬郷土地改良区施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 91 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 709 | 換地計画認可4 藤沢市遠藤西ノ谷土地改良区 | 1 | 2 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市遠藤西ノ谷土地改良事業共同施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 92 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 710 | 換地計画認可5 秦野市東田原大口土地改良区 共同施行 | 1 | 2 | 30年 | 平成3年度 | 秦野市西田原大口土地改良区共同施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 93 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 711 | 換地計画認可6 平塚市土屋頭無土地改良区 | 1 | 2 | 30年 | 平成3年度 | 平塚市土屋頭無土地改良区施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 94 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 712 | 換地計画認可7 藤沢市打戻二ノ町土地改良区 | 1 | 2 | 30年 | 平成3年度 | 藤沢市打戻二ノ町土地改良区施行の換地計画認可申請に係る文書であり、換地計画書、現形図、換地図、及び県の審査表、認可指令書等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 保存 | 土地の形状の変更や建築物等の設置等を直接の目的とする計画の認可に該当するため保存とする。 | (1)カ | 13(2)コ | 昭和39～平成元、2年度 |
| 95 | 環境農政局 | 農水産部 | 農地課 | 713 | 第19条5項指定(基準点) | 1 | 10 | 30年 | 平成3年度 | 国土調査法に基づく国土調査の成果の認証に準ずる指定の承認に係る文書。伊勢原市・藤沢市・綾瀬市からの申請書、県の国土庁への進達書、国土庁からの指定通知等が綴られている。 | 農政部 | 農地計画課 | 廃棄 | 該当市の業務であることから廃棄とする。 | - | - | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|------|---------------------|----|----|------|--------|--|----------|------|------|--|------|--------|--|
| 96 | 環境農政局 | 農水産部 | 畜産課 | 1 | 県単補助金について(畜産振興G所管分) | 1 | 2 | 10年 | 平成2年度 | 次の補助金事業に係る申請書、報告書、県の交付決定通知書、要綱・要領等が綴られている。養豚経営安定事業、生乳流通改善対策事業、畜産物衛生管理対策事業 | 環境農政局農政部 | 畜産課 | 保存 | 過去に保存されていない要綱要領があるため保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 昭和56年度(一部事業) |
| 97 | 環境農政局 | 農水産部 | 畜産課 | 1 | 県単補助金について(畜産振興G所管分) | 1 | 4 | 10年 | 平成3年度 | 次の補助金事業に係る申請書、報告書、県の交付決定通知書、要綱・要領等が綴られている。養豚経営安定事業、鶏卵価格安定事業、畜産振興総合対策事業(生乳供給力向上対策事業、良質生乳生産対策事業、かながわ牛肉地産地消推進事業、生乳流通改善対策事業、畜産物衛生管理対策事業) | 環境農政局農政部 | 畜産課 | 廃棄 | 例年交付の補助金であり軽微な内容であるため廃棄とする。 | (2)イ | 11(3) | なし |
| 98 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 480 | 栽培漁業基本計画 | 1 | 6 | 30 | 昭和58年度 | 沿岸漁場整備開発法に基づき制定された基本計画策定に係る文書。関係機関への意見聴取、策定伺い等が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 栽培漁業政策の基本を定めた当初計画であって重要であることから保存とする。 | (2)ウ | 22(4) | 昭和59年度 |
| 99 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 410 | 新沿岸漁業構造改善事業 | 1 | 9 | 30 | 昭和56年度 | 真鶴、鎌倉、三浦、横須賀東部・西部地域における地域沿岸漁業構造改善事業に対する国庫負担の補助金に係る文書。水産庁に提出した実施計画書等が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 国庫補助を受けて真鶴町外が施工する消波堤、燃料タンク等の漁港施設、種苗生産施設、漁礁等の整備事業に係る文書であるが、大型施設の設置を目的とした事業であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)イ | 地域沿岸：昭和60、62年度 第2次：昭和49、50、52、55、57年度 |
| 100 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 428 | 漁具敷設許可台帳 | 1 | 10 | 30 | 昭和56年度 | 2年分の養殖用漁具設置の許可台帳。申請者漁協名、設置場所、水産物種類、方法、有効期間等を記載した書面及び図面が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 廃棄 | 一定期間の許可台帳であり重要とまでは言えないため廃棄とする。 | - | - | 昭和50、53年度 |
| 101 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 447 | 固定式さし網漁業許可台帳(三枚網) | 1 | 4 | 30 | 昭和56年度 | 4年分の固定さし網(三枚網)設置の許可台帳。申請者名、操業区域、使用船舶、有効期間等を記載した書面が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 廃棄 | 一定期間の許可台帳であり重要とまでは言えないため廃棄とする。 | - | - | 昭和52、59年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|---------|-----------------|----|----|------|-------|---|------|------|------|--|------|--------------|--|
| 102 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 511、512 | 固定式さし網(一枚網)許可台帳 | 2 | 13 | 30 | 平成3年度 | 約5年分の固定さし網(一枚網)設置の許可台帳。申請者名、操業区域、使用船舶、有効期間等を記載した書面が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 廃棄 | 一定期間の許可台帳であり重要とまでは言えないため廃棄とする。 | - | - | 昭和52、57、59年度 |
| 103 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 515 | 移動式さし網(狩刺網)許可台帳 | 1 | 4 | 30 | 平成3年度 | 約11年分の移動式さし網(狩刺網)設置の許可台帳。申請者名、操業区域、使用船舶、有効期間等を記載した書面が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 廃棄 | 一定期間の許可台帳であり重要とまでは言えないため廃棄とする。 | - | - | 昭和51、58年度 |
| 104 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1816 | 大型漁礁設置事業 | 1 | 6 | 10 | 平成3年度 | 県が設置する三浦市松輪及び茅ヶ崎市における大型漁礁の工事に係る文書。設計書、入札執行伺い、契約締結伺いなどが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 県直営の大型漁礁設置工事であるため保存とする。 | (2)オ | 27 | 昭和38、53、59、63年度 |
| 105 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1827 | 沿岸漁業施設等設置事業 | 1 | 3 | 10 | 平成3年度 | 三浦市が提出した漁船保全修理施設設置事業に対する県の補助金に係る文書。交付申請書、県の決定通知書、着手届、完成届などが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 漁港での船揚用ウインチ及び滑り材として用いるシラ材を広範に設置した工事であり、大規模事業であることから保存とする。 | (2)オ | 11(3) | 昭和61～63、平成元、2年度 |
| 106 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1829 | 並型漁礁設置事業補助金 | 1 | 7 | 10 | 平成3年度 | 三浦市及び湯河原町の並型漁礁設置事業に対する県の補助金に係る文書。交付申請書、設計計画書、県の支払額の確定伺いなどが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 県単独の補助を受けて市町村が施工した魚礁の設置工事に係る文書であるが、大型施設の設置を目的とした事業であることから保存とする。 | (2)イ | 11(3) | 昭和46、50、51、53、56、57、62、63、平成元、2、4～8、14年度 |
| 107 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1833 | 人工礁漁場造成事業 | 1 | 3 | 10 | 平成3年度 | 県が造成する三浦市三崎町城ヶ島沖の人工礁漁場造成工事に係る書類。設計書・仕様書、入札書類、工事請負契約書などが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 県直営の大型漁礁設置工事であるため保存とする。 | (2)オ | 27 | 昭和38、53、59、63年度 |
| 108 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1839 | 大規模漁場保全事業 | 1 | 8 | 10 | 平成3年度 | 藤沢市江の島地区における大規模漁場保全事業に対する国庫負担及び県の補助金に係る文書で、藤沢市の交付申請書、設計計画書、県が農林水産大臣に提出した交付申請書、実績報告書などが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 国庫補助及び県補助を受けて藤沢市が施工する漁場回復のための堆積土砂の浚渫工事の文書であるが、大規模工事であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)イ、11(3) | 平成4年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|------|------------------------------------|----|----|------|-------|--|------|------|------|--|------|------------------|--|
| 109 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1841 | 新沿岸漁業構造改善事業 藤沢市、逗子市、葉山町事業分、対国手続 | 1 | 8 | 10 | 平成3年度 | 藤沢市、逗子市、葉山町における新沿岸漁業構造改善事業に対する国庫負担の補助金に係る文書。市町村の申請書、事業設計書、完成届、県が農林水産大臣に提出した交付申請書等が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 国庫補助及び県補助を受けて市町が施工する消波堤、燃料タンク等の漁港施設、種苗生産施設、漁礁等の整備事業に係る文書であるが大型施設の設置を目的とした事業であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)イ、 11(3) | 地域沿岸： 昭和60、62年度 第2次：昭和49、50、52、55、57年度 |
| 110 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1846 | 沿岸漁場整備開発事業 漁礁設置事業対国手続 | 1 | 5 | 10 | 平成3年度 | 三浦市、湯河原町における沿岸漁場整備開発事業に対する国庫負担の補助金に係る文書。市町村の事業計画設計書、県が農林水産大臣に提出した交付申請書等が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 国庫補助を受けて市町が施工する漁場回復のための堆積土砂の浚渫工事の文書であるが、大規模工事であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)イ | 昭和51、53、57、58、62、63、平成元、4～6年度 |
| 111 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1847 | 人工礁漁場造成事業調査 相模湾中部 | 1 | 4 | 10 | 平成3年度 | 相模湾中部地区(大磯・二宮沖)における人工礁漁場造成事業調査報告書、調査に係る補助金請求書などが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 漁場造成予定海域における生物的条件、社会・経済的条件、地形・地質等の物理的条件を調査し、漁礁構造物等の検討を行い、造成計画・利用計画を策定したもので事業実施の前提となる重要な資料であることから保存とする。 | (2)オ | 9(2)ア | なし |
| 112 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1849 | 広域栽培パイロット事業 | 1 | 4 | 10 | 平成3年度 | (財)神奈川県栽培漁業協会が実施するまだい放流効果実証事業(栽培漁業事業化促進事業)に対する国庫補助金に係る書類。実施計画の承認申請書、県が農林水産大臣に提出した交付申請書、交付決定の通知などが綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 神奈川県海域で広範に行われたまだい放流効果の実証事業であり、重要な記録であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)ア | 平成2、4年度 |
| 113 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1866 | 漁具敷設許可 | 1 | 7 | 10 | 平成3年度 | 神奈川県海面漁業調整規則に基づく、養殖用漁具の敷設許可申請に係る文書であり、申請書、港湾管理者への協議、経過報告書、許可伺い等が綴られている。 | 農政部 | 水産課 | 保存 | 県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性がある許認可に該当するため保存とする。 | (1)エ | 13(5) | 昭和40～52、58、59、61～平成16、18、20～22年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|------|------------------------------|----|----|------|--------|---|-------|------|------|---|------|--------|--------------------------------------|
| 114 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2208 | 沿岸漁場整備開発事業 | 1 | 7 | 10 | 平成13年度 | 平塚市平塚海岸沖及び三浦市南下浦町松輪沖における、魚礁漁場の設置費用に対する国庫負担の補助金に係る文書で、交付申請伺い、交付決定通知書及び実績報告書等が綴られている。 | 環境農政局 | 水産課 | 保存 | 国庫補助を受けて県が施工した魚礁の設置工事に係る文書であるが、大型施設の設置を目的とした事業であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)ア | 昭和51、53、56、57、59、62～平成元、2、4、5、8、12年度 |
| 115 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2209 | あゆ種苗生産委託 | 1 | 2 | 10 | 平成13年度 | 県が財団法人神奈川県内水面漁業振興会に委託する「あゆ種苗生産事業」に係る文書であり、生産施設における管理の委託料の執行書類や漁業振興会の理事会・評議員会の資料等が綴られている。 | 環境農政局 | 水産課 | 廃棄 | 軽易な内容の文書であることから廃棄とする。 | - | - | なし |
| 116 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2210 | TAC | 1 | 8 | 10 | 平成13年度 | 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法)に基づく資源管理型漁業の推進を目的とした試験調査や普及啓発等に対する国庫負担の補助金に係る事業であるが、本書では採捕数量の水産庁への報告書で占められている。 | 環境農政局 | 水産課 | 保存 | 国庫補助を受けて県が実施した漁業の資源管理に関する取組に係る文書であり、試験調査の結果が詳細なデータをもって事業報告書に掲載されていることから保存とする。 | (2)オ | 9(2)ア | 平成12年度 |
| 117 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2211 | 沿岸漁業活性化構造改善事業 | 1 | 6 | 10 | 平成13年度 | 真鶴町魚市場、小田原市浜町地先における、海水処理装置、魚礁漁場の設置費用に対する国庫負担の補助金に係る文書で、事前協議資料、交付申請伺い、交付決定通知書及び実績報告書等が綴られている。 | 環境農政局 | 水産課 | 保存 | 国庫補助を受けて県が施工した魚礁の設置工事に係る文書であるが、大型施設の設置を目的とした事業であることから保存とする。 | (2)オ | 11(2)ア | 昭和51、53、56、57、59、62～平成元、4、5、8、12年度 |
| 118 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2221 | 漁具敷設許可 | 1 | 4 | 10 | 平成13年度 | 神奈川県海面漁業調整規則に基づく、養殖用漁具の敷設許可申請に係る文書であり、申請書、港湾管理者への協議、経過報告書、許可伺い等が綴られている。 | 環境農政局 | 水産課 | 保存 | 県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性がある許認可に該当するため保存とする。 | (1)エ | 13(5) | 昭和40～52、58、59、61～平成16、18、20～22年度 |
| 119 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 1871 | 相模湾試験場(仮称)新築工事(回流水槽設置工事設計委託) | 1 | 5 | 10 | 平成3年度 | 相模湾試験場での回流水槽工事の設計計画書及び委託料の支出書類が綴られている。 | 農政局 | 水産課 | 保存 | 相模湾試験場の主要施設の設計計画書であるため保存とする。 | (2)オ | 21(1) | なし |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|------|-----|-----------|-----------------|----|----|------|--------|---|-----------|------|------|--|------|-------|----------------------------------|
| 120 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2318、2319 | 海面特別採捕許可 | 2 | 16 | 10 | 平成23年度 | 神奈川県海面漁業調整規則に基づく、試験研究、資源量調査等のための水産動植物の採捕許可申請に係る文書であり、申請書、港湾管理者への協議、経過報告書等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水産課 | 保存 | 県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性がある許認可に該当するため保存とする。 | (1)キ | 13(5) | 昭和40～52、58、59、61～平成16、18、20～22年度 |
| 121 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2320 | 漁具敷設許可 | 1 | 5 | 10 | 平成23年度 | 神奈川県海面漁業調整規則に基づく、養殖用漁具の敷設許可申請に係る文書であり、申請書、港湾管理者への協議、経過報告書、許可伺い等が綴られている。 | 環境農政局水・緑部 | 水産課 | 保存 | 県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性がある許認可に該当するため保存とする。 | (1)エ | 13(5) | 昭和40～52、58、59、61～平成16、18、20～22年度 |
| 122 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2321、2322 | 捜査関係事項照会(海面)1、2 | 2 | 15 | 10 | 平成23年度 | 警察からの海面漁業調整規則による特別採捕許可の有無及び県の海面域、漁業権の設定域の当否等に関する照会及び回答の綴り。 | 環境農政局水・緑部 | 水産課 | 廃棄 | 県の許可の有無等の照会及び回答に係る文書であり、軽易なものと判断し廃棄とする。 | - | - | 昭和47、57年度 |
| 123 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2314 | 総会終了届 | 1 | 9 | 10 | 平成23年度 | 三崎水産加工業協同組合ほか34箇所の水産業協同組合の総会終了届の綴りであり、各組合の総会議事録、予算・決算書や事業報告書等が添付されている。 | 環境農政局水・緑部 | 水産課 | 廃棄 | 各組合から提出された事業報告書が添付されているだけであり、軽易な内容の文書と判断して廃棄とする。 | - | - | 昭和57～平成3、5～21年度 |
| 124 | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | 2316 | 改善資金(事務委託) | 1 | 1 | 10 | 平成23年度 | 神奈川県信用漁業協同組合連合会から提出された沿岸漁業回線資金管理状況の報告書 | 環境農政局水・緑部 | 水産課 | 廃棄 | 漁船への機器設置を行った漁業者に対して資金を貸し付ける事業にあたり交付と回収を委託したものであるが、軽微な内容であることから廃棄とする。 | - | - | 昭和57、平成2～4、7年度 |

選別記録 I 環境農政局

| No. | 局 | 部室 | 課 | 整理番号 | 対象文書 | 冊数 | 厚さ | 保存期間 | 処理済年度 | 内容 | 作成部局 | 作成組織 | 選別結果 | 理由 | 選別基準 | 細目基準 | 保存実績 |
|-----|-------|----|-------------|----------------|---|----|----|------|--------|---|-------|-----------|------|--|-------|-------|------|
| 125 | 環境農政局 | - | 横浜川崎地区農政事務所 | 23-10-5 ~8 | 農協解散認可(横浜市養鶏農協)、農地信託規程変更承認(田奈JA,セレサ川崎)、採択要望書、利子補給承認申請 | 1 | 8 | 10 | 平成23年度 | ①清算法人横浜市養鶏農業協同組合から提出された清算終了届 ②田奈農業協同組合から提出された農地信託規程変更承認申請 ③横浜市長から提出された「農とみどりの整備事業」の採択要望書(予算要望資料) ④横浜農業協同組合から提出された「かながわ都市農業推進資金」利子補給承認申請書 | 環境農政局 | 横浜川崎農政事務所 | 保存 | ①及び②は農政課に進達したものであり主務課(所)の業務ではないため廃棄に相当する。 ③は農政課への予算要求に関する文書であるが、内容としては農政事務所の判断による市町事業への助成である。 ④については例年交付のものであり軽易な文書と判断する。 保存に値するものは③のみであるが共連れで全保存することとする。 | (2)オ | 11(3) | なし |
| 126 | 環境農政局 | - | 横浜川崎地区農政事務所 | 23-10-1 ~14 | 保安林指定施業要件変更(横浜市金沢区)、保安林地積異動確認調査(横浜市磯子区、金沢区、戸塚区) | 1 | 11 | 10 | 平成23年度 | ①保安林指定施業要件変更行政文書としての編綴の意図が不明である。保安林として指定された私有地に関するものであるが、意思決定を求めた文書ではなく、報告、進達でもない。具体的には、水源環境保全課への参考資料送付、同・連絡協議、起案準備のための草案的な書類である。 ②保安林地積異動確認調査地積等異動確認調査要綱にもとづき5年に1回に行った調査結果と県・水源環境保全課への台帳記載変更依頼の伺いが綴られている。 | 環境農政局 | 横浜川崎農政事務所 | 保存 | ①は評価不能なため廃棄に相当する。 ②全庁を通じてこれまで保存のなかった要領が含まれるため保存とする。 共連れで全保存することとする。 | 9(2)イ | 27 | なし |